

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5714691号
(P5714691)

(45) 発行日 平成27年5月7日(2015.5.7)

(24) 登録日 平成27年3月20日(2015.3.20)

(51) Int.Cl.

F 1

B65D 5/38	(2006.01)	B 65 D	5/38	F
B65D 5/54	(2006.01)	B 65 D	5/54	3 O 1 N
B65D 85/10	(2006.01)	B 65 D	5/38	C

B 65 D	85/10
--------	-------

請求項の数 14 (全 17 頁)

(21) 出願番号	特願2013-500388 (P2013-500388)
(86) (22) 出願日	平成23年3月23日 (2011.3.23)
(65) 公表番号	特表2013-523536 (P2013-523536A)
(43) 公表日	平成25年6月17日 (2013.6.17)
(86) 國際出願番号	PCT/EP2011/001455
(87) 國際公開番号	W02011/116957
(87) 國際公開日	平成23年9月29日 (2011.9.29)
審査請求日	平成26年3月24日 (2014.3.24)
(31) 優先権主張番号	10250570.8
(32) 優先日	平成22年3月25日 (2010.3.25)
(33) 優先権主張国	欧洲特許庁 (EP)

(73) 特許権者	596060424 フィリップ・モーリス・プロダクツ・ソシ エテ・アノニム スイス国セアシュ－2000 ヌシャテル 、ケ、ジャンルノー 3
(74) 代理人	100092093 弁理士 辻居 幸一
(74) 代理人	100082005 弁理士 熊倉 賢男
(74) 代理人	100067013 弁理士 大塚 文昭
(74) 代理人	100086771 弁理士 西島 孝喜
(74) 代理人	100109070 弁理士 須田 洋之

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】不正開封防止シールを有するスライド及びシェル容器

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

スライド及びシェル容器であつて、

シェル前面壁と、シェル背面壁と、第1のシェル側壁と、第2のシェル側壁と、切り欠き部分とシェル外側底面壁パネルを含むシェル内側底面壁パネルから形成されたシェル底面壁と、を含む外側シェルと、

前記外側シェル内に装着され、かつスライド前面壁と、スライド背面壁と、第1のスライド側壁と、第2のスライド側壁と、スライド内側底面壁パネルとスライド外側底面壁パネルから形成されるスライド底面壁とを含む内側スライドと、

を含み、

前記外側シェル及び前記内側スライドは、1つ又はそれよりも多くの脆弱線に沿って互いに取外し可能に接続され、

前記1つ又はそれよりも多くの脆弱線に沿って前記外側シェルと内側スライドが分離される時に、該内側スライドは、閉鎖スライド位置と開放スライド位置の間で該外側シェル内において移動可能になり、

前記スライド外側底面壁は、前記容器の組立によって、前記スライド外側底面壁が前記シェル内側底面壁パネルの前記切り欠き部分を通り抜けるような形状になっている

ことを特徴とするスライド及びシェル容器。

【請求項 2】

前記スライド外側底面壁パネルは前記シェル内側底面壁パネルにおける前記切り欠き部

分よりも小さいことを特徴とする請求項 1 に記載のスライド及びシェル容器。

【請求項 3】

前記外側シェル及び内側スライドは、該外側シェルと該内側スライドを分離するために容器から分離可能である一体化開封ストリップを形成する 2 つ又はそれよりも多くの脆弱線に沿って互いに取外し可能に接続されることを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 に記載のスライド及びシェル容器。

【請求項 4】

前記内側スライドは、箱と、ヒンジ線に関して該箱に接続されたヒンジ蓋とを含み、

前記閉鎖スライド位置では、前記ヒンジ蓋は、前記外側シェルによって閉鎖位置に保持され、前記開放スライド位置では、該ヒンジ蓋は、開放位置まで移動可能である、10

ことを特徴とする請求項 1 ないし請求項 3 のいずれか 1 つの請求項に記載のスライド及びシェル容器。

【請求項 5】

前記 1 つ又はそれよりも多くの脆弱線に沿った前記外側シェルと前記内側スライドの分離の前に、該内側スライドは、前記閉鎖スライド位置に保持されることを特徴とする請求項 1 から請求項 4 のいずれか 1 項に記載のスライド及びシェル容器。

【請求項 6】

前記外側シェルからの前記内側スライドの取り外しを防止するための保持手段を更に含むことを特徴とする請求項 1 から請求項 5 のいずれか 1 項に記載のスライド及びシェル容器。20

【請求項 7】

前記保持手段は、前記内側スライドの前記開放スライド位置を超える移動を防止するために外側スリーブと係合することが可能である該内側スライドに設けられた少なくとも 1 つの保持タブを含むことを特徴とする請求項 6 に記載のスライド及びシェル容器。

【請求項 8】

前記 1 つ又はそれよりも多くの脆弱線は、前記スライド前面壁とシェル側壁の間に位置付けられることを特徴とする請求項 1 から請求項 7 のいずれか 1 項に記載のスライド及びシェル容器。

【請求項 9】

前記スライドの少なくとも 1 つの壁が、画像区域を含み、30

上に重なる前記シェル壁は、前記シェルと前記スライドの間の相対的な移動が、前記スライド壁上の前記画像区域を対応する該シェル壁の少なくとも 1 つの開口部に少なくとも部分的に整列させるような少なくとも 1 つの開口部を含む、

ことを特徴とする請求項 1 から請求項 8 のいずれか 1 項に記載のスライド及びシェル容器。

【請求項 10】

前記外側シェル及び内側スライドは、前記 1 つ又はそれよりも多くの脆弱線を含む 1 つの積層プランクで一緒に形成されることを特徴とする請求項 1 から請求項 9 のいずれか 1 項に記載のスライド及びシェル容器。

【請求項 11】

開封タブが、前記 1 つ又はそれよりも多くの脆弱線に沿って設けられることを特徴とする請求項 1 から請求項 10 のいずれか 1 項に記載のスライド及びシェル容器。

【請求項 12】

前記内側スライドは、複数の喫煙物品を収容することを特徴とする請求項 1 から請求項 11 のいずれか 1 項に記載のスライド及びシェル容器。

【請求項 13】

請求項 1 から請求項 12 のいずれか 1 項に記載のスライド及びシェル容器を形成するための積層プランクであって、

内側スライドを形成するためのスライド形成部分と、

外側シェルを形成するためのシェル形成部分と、50

を含み、

前記スライド形成部分及び前記シェル形成部分は、1つ又はそれよりも多くの脆弱線に沿って互いに接続され、

前記内側スライド形成部分は、スライド前面壁パネル、スライド背面壁パネル、第1のスライド側壁パネル、第2のスライド側壁パネル、スライド外側底面壁パネル及びスライド内側底面壁パネルと、を含み、

前記シェル形成部分は、シェル前面壁パネル、シェル背面壁パネル、第1のシェル側壁パネル、第2のシェル側壁パネル、シェル外側底面壁パネル及び、切り欠き部分を含むシェル内側底面壁パネルを含み、及び

前記スライド外側底面壁パネルは、容器を形成するために積層プランクが組み立てられる時に、該スライド外側底面壁パネルが前記シェル内側底面壁パネルの前記切り欠き部分を通過するような形状にされる、

ことを特徴とする積層プランク。

【請求項14】

請求項13に記載の積層プランクからスライド及びシェル容器を形成する方法であって、

内側スライド形成部分及び外側シェル形成部分をそこに設けられた縦方向折り畳み線に沿って折り畳むことにより、容器を部分的に組み立てる段階と、

前記内側スライド形成部分の中にその開放端部を通して消費財を挿入する段階と、

前記スライド内側底面壁パネル及び前記シェル内側底面壁パネルを内向きに折り畳む段階と、

前記スライド内側底面壁パネル及び前記シェル内側底面壁パネルに接着剤を適用する段階と、

前記スライド外側底面壁パネル及び前記シェル外側底面壁パネルを該スライド外側底面壁パネルが前記シェル内側底面壁パネルの前記切り欠き部分を通過して前記スライド内側底面壁パネルに接着し、かつ該シェル外側底面壁パネルが該シェル内側底面壁パネルに接着するように内向きに折り畳む段階と、

を含むことを特徴とする方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

30

【0001】

本発明は、消費財のための新しいスライド及びシェル容器に関する。容器は、シガレットのような細長い喫煙物品のための容器としての特定用途を見出すものである。

【背景技術】

【0002】

外側シェル又はスリーブと、消費財が収容されて外側シェル内で摺動可能な内側スライド又はトレーとを含む容器に消費財を包装することは公知である。そのような容器から消費財を取り出すために、消費者は、内側スライドの開放端部又は側部を部分的に露出させるために、外側シェル内の最初の位置から内側スライドが外側シェルから外向きに突出する開蓋位置まで内側スライドを摺動させる。

40

【0003】

不正開封防止シール又は閉鎖物を備えたスライド及びシェル容器を提供することは公知である。例えば、U.S.-A-4,524,901は、開封ストリップの手段によって互いに取り付けられた外側部分と内側部分を有するツーピースの箱を開示している。容器の内側部分内の消費財にアクセスするためには、開封ストリップを取り外すことによって外側部分と内側部分を互いから分離する必要がある。プランクの構成及びプランクからこのツーピースの箱を製造するのに使用される機械のために、外側部分は、上部又は底部のない単なるスリーブである。従って、この組み立てられたツーピースの箱の外側部分の構造的強度は、特にツーピースの箱の開放位置では限られる。

【先行技術文献】

50

【特許文献】**【0004】**

【特許文献1】U.S.-A-4,524,901

【特許文献2】WO-A-2009/027833

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0005】**

外側シェル内から内側スライドを取り外すことができる前に破るべきである不正開封防止シールを有する改善されたスライド及びシェル容器を提供することが望ましいと考えられる。従来の方法及び装置を使用してそのようなスライド及びシェル容器が組み立てる 10 ことができ、かつ公知の容器を超える改善された構造的強度を示すことができれば特に望ましいであろう。

【課題を解決するための手段】**【0006】**

本発明により、外側シェルと外側シェル内に装着された消費財を収容するための内側スライドとを含む消費財のためのスライド及びシェル容器を提供する。外側シェルは、シェル前面壁と、シェル背面壁と、シェル底面壁と、第1のシェル側壁と、第2のシェル側壁とを含む。内側スライドは、スライド前面壁と、スライド背面壁と、第1のスライド側壁と、第2のスライド側壁とを含む。本発明により、外側シェルと内側スライドは、1つ又はそれよりも多くの脆弱線に沿って互いに対し取外し可能に接続される。外側シェルと 20 内側スライドが、1つ又はそれよりも多くの脆弱線に沿って分離される時に、内側スライドは、外側シェル内で閉鎖スライド位置と開放スライド位置の間で移動可能になる。

【0007】

本発明による容器の構成要素の位置を説明するのに使用される用語「前面」、「背面」、「上側」、「下側」、「側部」、「上部」、「底部」、「左」、「右」、及び他の用語は、そこを通して上端で消費財が取り出される開口部を備えた直立位置にある容器を基準にする。

【0008】

用語「縦方向」は、底部から上部の又はその反対の方向を意味する。用語「横方向」は、縦方向と垂直な方向を意味する。 30

【0009】

用語「上向き」及び「下向き」は、本発明による容器が直立位置にある時に容器の内側スライド及び外側シェルの相対的な動きを説明するのに使用される。

【0010】

用語「脆弱線」は、その線に沿って材料の一部を取り外すために材料がそれに沿って弱くされた紙又はカードのような材料のシート内の線を説明する。それによって望ましい線に沿ってシート材料を引き裂くか又は破壊することが簡単になる。本発明による容器の1つ又はそれよりも多くの脆弱線は、例えば、切り込み線又は穿孔線とすることができます。

【0011】

本発明の代替的な実施形態では、脆弱線は、製造工程中に破かれ。これは、内側スライド及び外側シェルは、1つの積層プランクから形成することができるが、消費者は、内側スライド内の消費財にアクセスするために脆弱線を破壊する必要がないことを意味する。

【0012】

しかし、より好ましくは、脆弱線は、充填された容器の販売時点では無傷のままであり、消費財にアクセスするために消費者によって破かれべきである。

【0013】

使用前に、内側スライド及び外側シェルは、従って、脆弱線の1つ又はそれよりも多くに沿って互いに対し取り付けられる。脆弱線が破かれまるまで、2つの部分間のこの取り付けは、内側スライドが外側シェル内で動くのを実質的に防止する。好ましくは、容器に 50

は、完全に外側シェル内にその閉鎖位置の内側スライドが最初に備えられる。従って、1つ又は複数の脆弱線に沿って外側シェルから内側スライドを取り外さないで内側スライド内の消費財にアクセスすることは可能ではない。

【0014】

脆弱線は、従って、本発明による容器に容器が以前に開かれたか又はいずれかの方法で改ざんされたか否かが消費者に分かることを可能にする不正開封防止シールを提供する。破かれていなシールの存在は、内側スライドがまだ開かれておらず、消費財がアクセスされていないことを示す。それはまた、包装がまだ開かれていないので、容器内の部材がまだ新しいことを消費者に示すことができる。

【0015】

脆弱線の1つ又はそれよりも多くを破壊することにより内側スライドと外側シェルが分離される時に、内側スライドは、外側シェルに対して自由に動くようになる。従って、消費財にアクセスするための内側スライドのその開放位置までの移動が可能である。

【0016】

脆弱線の1つ又はそれよりも多くは、容器のいずれかの適切な位置に提供することができ、かつ容器の壁の1つ又はそれよりも多くの全て又は一部にわたって伸びることができる。好ましくは、脆弱線の1つ又はそれよりも多くは、外側シェルの垂直縁部に対して実質的に平行な縦方向に提供される。ある一定の好ましい実施形態では、脆弱線の1つ又はそれよりも多くは、容器の側壁の1つに縦方向に提供される。

【0017】

外側シェルと内側スライドは、1つの脆弱線に沿って取外し可能に接続することができる。そのような実施形態では、脆弱線は、容器のいずれの部分も取り外すことなく破かれれる。

【0018】

しかし、本発明の好ましい実施形態では、外側シェル及び内側スライドは、外側シェルと内側スライドを分離するために容器から分離可能な一体化開封ストリップを形成する2つ又はそれよりも多くの脆弱線に沿って互いにに対して取外し可能に接続される。開封ストリップは、内側スライドが外側シェルに対して動くことができる前に容器から完全に取り外すべきである。好ましくは、容器は、開封ストリップの各側に1つの2つの脆弱線を含む。

【0019】

好ましくは、切り欠き又はタブのような適切な手段が、1つ又はそれよりも多くの脆弱線に設けられ、その破壊を容易にする。例えば、一体化開封ストリップが設けられる場合、消費者がストリップをより簡単に把持するための開封タブをストリップの一方又は両方の端部に提供することができる。1つ又は複数の開封タブは、それらを容器の表面から離して容易に持ち上げることができるように、容器の残りの部分ではなく一体化開封ストリップに接続される。代替的に、1つの脆弱線が設けられる場合、脆弱線に沿った中間に切り欠き又は僅かに突出するタブを設けることができる。それは、脆弱線を破壊するために消費者が十分な力を加えることができるアクセスポイントを提供する。

【0020】

1つ又はそれよりも多くの脆弱線は、好ましくは、脆弱線に沿った内側スライドと外側シェルの分離に統一して内側スライドと外側シェルが全く無傷のままに残り、それぞれが構造的一体性を保持するように提供される。例えば、好ましくは、内側スライド又は外側シェルの一体化壁パネルのどれも、脆弱線が破られる時に互いから分割又は分離されない。

【0021】

好ましくは、1つ又はそれよりも多くの脆弱線は、スライド前面壁とシェル側壁の間に位置付けられる。好ましくは、一体化開封ストリップは、実質的にシェル側壁の平面に位置付けられる。好ましくは、一体化開封ストリップは、容器の上部に向けて位置付けられる。好ましくは、開封ストリップを組み込むシェル側壁は、スライド前面壁縁部と当接関

10

20

30

40

50

係にある開封ストリップの下の下側区画を含む。好ましくは、シェル側壁の下側区画とスライド前面壁の間にいくつかの保持ポイントが提供され、これは、内側スライドが外側シェルに対して動く時に簡単に破壊することができる。これらの対策は、内側スライドと外側シェルの間の接続を安定させることによって製造中に容器の取り扱いを改善する。

【0022】

1つ又はそれよりも多くの脆弱線が内側シェルと外側スライドの間に設けられるので、脆弱線は、典型的に外側シェルの内側に位置決めされることになる。1つ又はそれよりも多くの脆弱線が容器の外側からアクセス可能であるために、従って、外側シェルには、好ましくは、そこを通して脆弱線にアクセスすることができる切り欠き又は窓が備えられる。好ましくは、外側シェル内の切り欠きは、切り欠きの残りの部分よりも大きく、かつ下にある脆弱線によって覆われる区域よりも大きい寸法の拡大部分を有する。それによって内側スライドと外側シェルを分離するための脆弱線へのアクセスが可能になる。これは、容器が一体化開封ストリップを含む場合に特に有利である。この場合、好ましくは、切り欠きの拡大部分は、一体化開封ストリップの端部の上に重なるように位置決めされ、端部の把持が容易になる。

10

【0023】

本発明による容器の内側スライドは、1つ又はそれよりも多くの開口部を含み、それを通してそこに収容された消費財にアクセスすることができる。好ましくは、内側スライドは、箱とヒンジ線に沿って箱に接続されたヒンジ蓋とを含む。内側スライドの閉鎖位置では、ヒンジ線が外側シェルの背面壁によって覆われるので、ヒンジ蓋が閉鎖位置に保持される。開放位置では、ヒンジ蓋は、ヒンジ蓋を開放位置まで移動して内側シェル内の消費財にアクセスするためにヒンジ線に関してピボット回転することができる。

20

【0024】

好ましくは、内側スライドは、内側スライドの底面の少なくとも一部を覆う底面壁を含む。これは、消費物品が内側スライドの底部を通って落下することを防止するのを助けることができる。それはまた、内側スライドが開放スライド位置まで動く時に消費財が内側スライドと共に外側シェルから出て持ち上げられることを保証する。更に、底面壁を含めることにより、内側スライドの構造的安定性及び剛性が改善する。

【0025】

必要に応じて、容器には、内側スライドが開放位置まで動く時にヒンジ蓋を自動的に開く手段を設けることができる。適切な手段は、例えば、WO-A-2009/027833に説明されている。

30

【0026】

外側シェルの上部側面は、内側スライドへのアクセスと外側シェルから出てその開放位置内への内側スライドの移動とを可能にするために、好ましくは開いている。しかし、必要に応じて外側シェルの上部壁に開放可能な蓋又はフラップを設けることができる。

【0027】

好ましくは、外側シェルの上縁には、1つ又はそれよりも多くの切り欠きが設けられ、そこを通って内側スライドは、閉鎖位置と開放位置の間でそれを移動するために把持することができる。切り欠きは、あらゆる望ましい形状とすることができます、かつ内側スライド内に収容された消費財の銘柄を示すのに有利に使用することができる。

40

【0028】

代替的に又は追加的に、シェル底面壁は、切り欠きを含むことができ、そこを通って内側スライドにそれを外側シェル内で上方に押すために接触することができる。

【0029】

好ましくは、本発明による容器は、更に、内側スライドが外側シェルから取り外されることを防止するために、かつ外側シェルに対する内側スライドの動きを制限するために保持手段を含む。特に好ましくは、保持手段は、内側スライドがその開放位置を超えて外側シェルから押し出されないことを保証する。

【0030】

50

1つの好ましい実施形態では、保持手段は、内側スライドの開放位置を超える動きを防止するために外側スリープと係合することが可能である内側スライドに設けられた少なくとも1つの保持タブ又はフラップを含む。少なくとも1つの保持タブは、外側スリープの内側に設けられた対応するタブ又はフラップに係合し、タブの係合は、内側スライドの特定方向への更に別の動きを防止することができる。代替的に、外側スリープは、その内面に1つ又はそれよりも多くの切り欠きを含むことができ、少なくとも1つの保持タブは、1つ又はそれよりも多くの切り欠き内での動きに対して拘束される。好ましくは、1つ又はそれよりも多くの切り欠きを含む外側スリープの壁は、内壁パネル及び外壁パネルで形成され、1つ又はそれよりも多くの切り欠きは、それらが容器の外側から見えないように内壁パネルだけに設けられる。

10

【0031】

好ましくは、内側スライド及び外側シェル上の保持タブは、2つの連結タブの形態であり、1つがシェル背面壁に設けられ、別の1つがスライド背面壁に設けられる。好ましくは、シェル背面壁のタブは、ヒンジ線に関して壁の残りの部分に向けて約180度折り戻される。

【0032】

1つの好ましい例では、第1の保持タブが、シェル背面壁の上縁から延び、かつそれが内側スライドと外側シェルの間でシェル背面壁の内面に対抗して位置するように180度だけ下向きに折り畳まれる。少なくとも1つの保持タブは、スライド背面壁に設けられ、内側スライドが外側シェルから出てある一定の距離を動いた時に更なる動きを防止するために、少なくとも1つの内側保持タブの上縁が、シェル背面壁の上縁で第1の保持タブの自由縁部に当接するように位置決めされる。代替的に、少なくとも1つの内側保持タブは、少なくとも1つの内側保持フラップの上縁がシェル背面壁と第1のフラップの間の折り目に当接する時に、内側スライドのあらゆる上方の動きが停止するように第1の保持タブの下で摺動することができる。

20

【0033】

シェル背面壁の上縁が真っ直ぐでないか又はスライド背面壁よりも短い実施形態では、第1の保持タブは、シェル側壁の上縁に設けることが好ましい場合がある。そのような実施形態では、対応する少なくとも1つの内側保持タブは、好ましくは、対応するスライド側壁に設けられる。好ましくは、シェル側壁の上縁から延びる第1の保持タブは、タブの残りの部分に向けて180度だけ折り戻された自由端に付加的なタブ部分を含む。これは、材料の2重層を備えたタブを作り出し、それは、第1の保持タブが容易に少なくとも1つの内側保持タブと係合するという利点を有する。

30

【0034】

好ましくは、少なくとも1つの保持タブは、好ましくは僅かに湾曲した折り目を通じて対応するスライド側壁に接続される。折り目の湾曲は、正の曲げ力を有利に作り出し、それは、保持タブを外側シェルに向けて強く押す。これは、内側保持タブと第1の保持タブが確実に係合することを保証する。

【0035】

好ましくは、内側スライドの少なくとも1つの壁は、画像区域を有し、対応する外側シェル壁は、外側シェルと内側スライドの相対的な移動が内側スライド上の画像区域を対応する外側シェル壁の少なくとも1つの開口部に少なくとも部分的に整列させるような少なくとも1つの開口部を含む。好ましくは、シェル前面壁は、一連の開口部を含み、対応するスライド前面壁は、外側シェルと内側スライドの相対移動中に一連の画像が1つ又はそれよりも多くの開口部を通して少なくとも部分的に可視になるような一連の画像を含む。

40

【0036】

本発明による容器は、以下に限定されるものではないが、厚紙、板紙、プラスチック、金属、又はそれらを組み合わせたものを含むあらゆる適切な材料から形成することができる。好ましくは、外側シェル及び内側スライドの各々は、1つ又はそれよりも多くの折り畳まれた積層厚紙ブランクから形成することができ、厚紙は、好ましくは、平方メートル

50

当たり約100グラムと平方メートル当たり約350グラムの間の重量を有する。

【0037】

本発明による容器は、直角縦方向及び直角横方向縁部を備えた直方体形状とすることができます。代替的に、容器は、1つ又はそれよりも多くの丸形縦方向縁部、丸形横方向縁部、斜角付き縦方向縁部、又は斜角付き横方向縁部、又はそれらを組み合わせたものを含むことができる。例えば、本発明による容器は、以下に限定されるものではないが、以下のものを含むことができる。

- 前面壁上に1つ又は2つの縦方向丸形又は斜角付き縁部、及び／又は背面壁上に1つ又は2つの縦方向丸形又は斜角付き縁部、

- 前面壁上に1つ又は2つの横方向丸形又は斜角付き縁部、及び／又は背面壁上に1つ又は2つの横方向丸形又は斜角付き縁部、10

- 前面壁上に1つの縦方向丸形縁部及び1つの縦方向斜角付き縁部、及び／又は背面壁上に1つの横方向丸形縁部及び1つの横方向斜角付き縁部、

- 前面壁上に1つ又は2つの横方向丸形又は斜角付き縁部、及び前面壁上に1つ又は2つの縦方向丸形又は斜角付き縁部、

- 第1の側壁上に2つの縦方向丸形又は斜角付き縁部又は第2の側壁上に2つの横方向丸形又は斜角付き縁部。

【0038】

容器が1つ又はそれよりも多くの丸形縁部を含み、かつ1つ又はそれよりも多くの積層プランクから形成される場合、好ましくは、プランクは、3つ、4つ、5つ、6つ、又は7つの切り込み線又は折り目を含み、各々が、組み立てられた容器内に丸形縁部を形成する。切り込み線又は折り目は、容器の内側又は容器の外側のいずれかとすることができます。好ましくは、切り込み線又は折り目は、約0.3mmと4mmの間だけ互いから離間させることができます。20

【0039】

好ましくは、折り目又は切り込み線の間隔は、積層プランクの厚みの関数である。好ましくは、折り目又は切り込み線の間の間隔は、積層プランクの厚みよりも約0.5と約4倍の間ほど大きい。

【0040】

容器が1つ又はそれよりも多くの斜角付き縁部を有する場合、好ましくは、斜角付き縁部は、約1mmと約10mmの間、好ましくは、約2と約6mmの間の幅を有する。代替的に、容器は、2つの異なる斜角が容器の縁部に形成されるように離間した3つの平行な折り畳み又は切り込み線によって形成された2重斜角を含むことができる。30

【0041】

容器が斜角付き縁部を含み、かつ1つ又はそれよりも多くの積層プランクから作られる場合、斜角は、積層プランク内の2つの平行な折り目又は切り込み線によって形成することができます。折り目又は切り込み線は、第1の壁と第2の壁の間の縁部に対して対称に配置することができます。代替的に、折り目又は切り込み線は、斜角が容器の第2の壁内よりも容器の第1の壁内により遠く到達するように、第1の壁と第2の壁の間の縁部に対して非対称に配置することができます。40

【0042】

代替的に、容器は、非矩形横方向断面、例えば、三角形又は六角形のような多角形、半長円形、又は半円形を有することができる。

【0043】

本発明による容器は、例えば、シガレット、シガー、又はシガリロのような細長い喫煙物品のためのパックとしての特定用途を見出すものである。その寸法の適切な選択により、本発明による容器を異なる数の従来サイズ、キングサイズ、スーパーキングサイズ、スリム、又はスーパースリムシガレットのためのものとして設計することは認められるであろう。代替的に、他の消費財も容器の内側に収容することができる。

【0044】

その寸法の適切な選択により、本発明による容器は、異なる総数の喫煙物品、又は異なる構成の喫煙物品を保持するように設計することができる。例えば、その寸法の適切な選択により、本発明による容器は、総数が10と30の間の喫煙物品を保持するように設計することができる。

【0045】

容器内の喫煙物品は、喫煙物品の総数次第で異なる丁合に配置することができる。例えば、喫煙物品は、6、7、8、9、又は10の1列に配置することができる。代替的に、喫煙物品は、2列又はそれよりも多くの列に配置することができる。2列又はそれよりも多くの列は、同じ数の喫煙物品を収容することができる。例えば、喫煙物品は、5、6、7、8、9、又は10の2列、又は5又は7の3列、又は4、5、又は6の4列に配置することができる。代替的に、2列又はそれよりも多くの列は、互いに対して異なる数の喫煙物品を収容する少なくとも2列を含むことができる。例えば、喫煙物品は、5の列と6の列(5-6)、6の列と7の列(6-7)、7の列と8の列(7-8)、5の中央列と6の外側2列(6-5-6)、5の中央列と7の外側2列(7-5-7)、6の中央列と5の外側2列(5-6-5)、6の中央列と7の外側2列(7-6-7)、7の中央列と6の外側2列(6-7-6)、9の中央列と8の外側2列(8-9-8)、又は6の中央列、5の外側1列、及び7の外側1列(5-6-7)に配置することができる。

【0046】

本発明による容器は、同じ種類又は銘柄、又は異なる種類又は銘柄の喫煙物品を保持することができる。更に、フィルタなし喫煙物品及び広範なフィルタチップ付き喫煙物品の両方、並びに異なる長さの喫煙物品(例えば、約40mmと約180mmの間)、異なる直径の喫煙物品(例えば、約4mmと約9mmの間)を収容することができる。更に、喫煙物品は、風味の強度、吸引抵抗、及び総粒子状物質送出量を異なるものにすることができる。好ましくは、容器の寸法は、喫煙物品の長さと喫煙物品の丁合に適合される。一般的に、容器の外形寸法は、容器の内側に収容される喫煙物品の1つ又は複数の束の寸法よりも約0.5mmから約5mmの間ほど大きい。

【0047】

本発明による容器の長さ、幅、及び深さは、閉鎖位置での容器の得られる全体寸法が、20シガレットのための通常の使い捨てヒンジ蓋パックの寸法とほぼ同様であるようなものとすることができます。

【0048】

好ましくは、本発明による容器は、約60mmと約150mmの間の高さ、より好ましくは、約70mmと約125mmの間の高さを有し、高さは、容器の上部壁から底面壁まで測定される。

【0049】

好ましくは、本発明による容器は、約12mmと約150mmの間の幅、より好ましくは、約70mmと約125mmの間の幅を有し、幅は、容器の一方の側壁から他方の側壁まで測定される。

【0050】

好ましくは、本発明による容器は、約6mmと約150mmの間の深さ、より好ましくは、約12mmと約25mmの間の深さを有し、深さは、容器(箱と蓋の間にヒンジを含む)の前面壁から背面壁まで測定される。

【0051】

好ましくは、容器の高さ対容器の深さの比率は、約0.3対1から約1.0対1の間、より好ましくは、約2対1と約8対1の間、最も好ましくは、約3対1と約5対1の間である。

【0052】

好ましくは、容器の幅対容器の深さの比率は、約0.3対1と約1.0対1の間、より好ましくは、約2対1と約8対1の間、最も好ましくは、約2対1と約3対1の間に入る。

【0053】

10

20

30

40

50

好ましくは、外側スリープの蓋背面壁の高さ対箱背面壁の高さの比率は、約0対1（ヒンジが容器の上縁に位置する）から約1対1の間、より好ましくは、約1対5から約1対10の間、最も好ましくは、約1対6から約1対8の間である。

【0054】

好ましくは、外側スリープの蓋前面壁の高さ対外側スリープの箱前面壁の高さの比率は、約1対0（蓋が前面壁全体を覆う）から約1対10の間、より好ましくは、約1対1と約1対5の間、最も好ましくは、約1対2と約1対3の間である。

【0055】

容器が喫煙物品を含む場合、容器は、更に、廃棄物のための仕切り（例えば、灰又は吸い殻のため）、又は他の消費財、例えば、マッチ、ライター、消火手段、気分転換剤、又は電子機器を含むことができる。他の消費財は、容器の外側に取り付けるか、喫煙物品と共に容器内に収容するか、容器の別々の仕切りに収容するか、又はそれらを組み合わせたものとすることができます。

【0056】

本発明による容器の外部表面は、製造者又は銘柄ロゴ、商標、スローガン、及び他の消費者情報及び印しを用いて印刷、エンボス、デボス、又はその他の方法で装飾することができる。

【0057】

本発明による容器の内側スライドが、シガレット又は他の細長い喫煙物品の束を収容する場合、喫煙物品は、好ましくは、例えば、金属箔又は金属化紙の内側ライナに包まれる。

【0058】

充填された状態で、本発明による容器は、例えば、高密度又は低密度ポリエチレン、ポリプロピレン、配向ポリプロピレン、ポリビニリデン塩化物、セルロースフィルム、又はそれらの組合せの透明なポリマーフィルムを用いて従来方法で収縮包装又はその他の方法で上包装することができる。本発明による容器が上包装される場合、上包装紙は、1つ又はそれよりも多くの開封テープを含むことができる。更に、上包装紙には、画像、消費者情報、又は他のデータを用いて印刷することができる。

【0059】

本発明による内側スライド及び外側シェルは、接続部分に設けられた1つ又はそれよりも多くの脆弱線を用いて何らかの方法で互いに接続された別々の積層ブランクから形成することができる。接続部分は、内側スライド又は外側シェルの一体部分とするか、又は組み立て中に内側スライドと外側シェルに取り付けられる完全に分離された部分とすることができます。

【0060】

好ましくは、本発明による容器は、内側スライドを形成するためのスライド形成部分と外側シェルを形成するためのシェル形成部分との間に1つ又はそれよりも多くの脆弱線が設けられた1つの積層ブランクから形成される。

【0061】

本発明はまた、上述のように本発明による容器を形成するための積層ブランクを提供する。積層ブランクは、1つ又はそれよりも多くの脆弱線に沿って互いに接続されたスライド形成部分とシェル形成部分とを含む。スライド形成部分は、スライド前面壁パネル、スライド背面壁パネル、第1のスライド壁パネル、及び第2のスライド壁パネルを含み、シェル形成部分は、シェル前面壁パネル、シェル背面壁パネル、シェル底面壁パネル、第1のシェル側壁パネル、及び第2のシェル側壁パネルを含む。

【0062】

本発明の積層ブランク及び容器の特に好ましい実施形態では、ブランクは、外側シェル底面壁を形成するためのシェル内側底面壁パネルとシェル外側底面壁パネルとを含む。ブランクはまた、内側スライド底面壁を形成するためのスライド内側底面壁パネルとスライド外側底面壁パネルとを含む。内側スライド及び外側シェルの各々の底面壁は、従って、

10

20

30

40

50

容器の組み立て中に互いに接着される2つのパネルで形成される。

【0063】

内側スライド及び外側シェルの内側底面壁パネルの各々は、組み立て中に内側底面壁パネルがそれに関して折り畳まれるヒンジ線が、内側スライドが外側シェル内に配置される時に実質的に互いに一致するように、内側スライド及び外側シェルの背面壁に接続される。これは、両方のパネルを容器の組み立て中に1つの折り畳み動作で所定位置に折り畳むことができることを意味する。同様に、内側スライド及び外側シェルの外側底面壁パネルの各々は、組み立て中に外側底面壁パネルがそれに関して折り畳まれるヒンジ線が実質的に互いに一致するように、内側スライド及び外側シェルの前面壁に接続される。

【0064】

シェル内側底面壁パネルは、好ましくは、容器が少なくとも部分的に組み立てられた時に下にあるスライド内側底面壁パネルの部分を露出させる切り欠き部分を含む。スライド外側底面壁パネルは、好ましくは、実質的にシェル内側底面壁パネルの切り欠き部分の形状に対応するか、又は切り欠き部分よりも小さい形状を有する。更に、スライド外側底面壁パネルは、好ましくは、容器が組み立てられた時に切り欠き部分と一致するように位置決めされる。

【0065】

この構成により、スライド外側底面壁パネルが、内側スライドの底面壁を形成するためにそれがスライド内側底面壁パネルに接着するように、組み立て中にシェル内側底面壁パネルの切り欠き部分を通過することができるようになる。切り欠き部分が設けられない場合、シェル内側底面壁パネルは、スライド内側底面壁パネルの上に重なり、かつそれを覆うと考えられ、標準の組立手順を使用してスライド底面壁及びシェル底面壁の両方のパネルを接着することができないであろう。

【0066】

上述の底面壁パネルの構成は、従って、詳細を以下に説明するように、それが従来の組立方法及び装置を使用して外側シェル及び内側スライドの両方が底面壁を有する容器の組立を可能にするので特に有利である。例えば、容器は、喫煙物品の従来のパックを組み立てるために使用されるタイプの標準 Bergami (登録商標) 機械上で自動的に組み立てることができる。

【0067】

有利な態様では、外側シェル及び内側スライドの両方に底面壁が含まれることにより、剛性及び機械的強度が改善された容器が提供される。

【0068】

本発明により、以下に説明するように、本発明による容器を1つの積層プランクから組み立てる方法も提供する。

【0069】

1つ又はそれよりも多くの脆弱線を組み込む積層プランクは、外側シェル内に内側スライドを備えた開放端スリーブを形成するために、それを最初に縦方向折り畳み線に沿って折り畳み、内側スライド及び外側シェル形成部分をそれぞれ対応する側壁に接着することによって部分的に組み立てられる。組み立てのこの時点で、内側スライド及び外側シェルの内側底面壁パネルは、パックの一方の側で互いに折り重なり、一方で内側スライド及び外側シェルの外側底面壁パネルは、パックの他方の側で互いに折り重なる。効率的な保管又は輸送のためにこのステージで得られる開放端スリーブを有利に平坦化することができる。

【0070】

上述の部分組立に対する同じか又は別の工程では、消費財は、次に開放端の1つを通して内側スライドに挿入される。充填されたパックが自動包装機械を通って進む時に、内側スライド及び外側シェルの内側底面壁パネルが消費財に向けて内向きに折り畳まれる。内側底面壁パネルの各外面に接着剤が付加される。

【0071】

10

20

30

40

50

接着剤の付加に続いて、内側スライド及び外側シェルの外側底面壁パネルは、内側スライドの外側底面壁パネルが内側スライドの内側底面壁パネル及び同様に外側シェルに接着されるように、それらの各内側底面壁パネルに向けて内向きに折り畳まれる。

【0072】

この接着手順は、切り欠きを外側シェルの内側底面壁パネルに設けることによってのみ可能であり、これは、下にあるスライド内側底面壁パネルの部分を露出させ、そこを通ってスライド外側底面壁パネルは、対応する内側パネルに接着するために通過することができる。

【0073】

容器の組み立て中に、内側スライド及び外側シェルの上部壁を形成するプランクのパネルは、存在する場合、自動的に内向きに折り畳まれて従来の方法で接着される。 10

【0074】

本発明は、添付図面を参照して単に一例として以下に更に説明する。

【図面の簡単な説明】

【0075】

【図1】まだ無傷のままの脆弱線を含み、内側スライドが閉鎖位置にある本発明による容器の斜視正面図である。

【図2】図1の容器からの開封ストリップの取り外しを示す図である。

【図3】内側スライドが開放スライド位置にある図1及び2の斜視正面図である。

【図4】図1から3の容器を形成するための1つの積層プランクを示す図である。 20

【図5】本発明による容器を形成するための代替の1つの積層プランクを示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0076】

図1に示す容器10は、直方体形状であり、外側シェル14と、外側シェル14内に装着された内側スライド12とを含む。喫煙物品(図示せず)の束が容器10の内側スライド12に収容される。

【0077】

内側スライド12は、箱16と、内側スライド12の上部から僅かに距離を置いて内側スライド12の背面壁にわたって実質的に水平方向に延びるヒンジ線20に沿って箱16に接続されたヒンジ蓋18とを含む。 30

【0078】

箱16は、前面壁22、背面壁24、左側壁26、右側壁28、及び底面壁30を有する。底面壁30は、内側スライド12の底面にわたって延びないが、その中心部分だけを覆う。内側スライド12の底面の残りの部分は、開いたままである。底面壁30は、内側底面壁パネル30a及び外側底面壁パネル30bから形成される。以下に説明する理由のために、外側底面壁パネル30bは、台形形状である。箱16の上部側面は、ヒンジ蓋18が開いている時に、そこを通って内側スライド12内の喫煙物品にアクセス可能な開口部を設けるために開いている。

【0079】

ヒンジ蓋18は、前面壁32、背面壁34、左側壁36、右側壁38、及び上部壁40を含む。ヒンジ蓋18が閉じている時に、ヒンジ蓋18の壁の自由縁部は、当接の線に沿って箱16の壁の上側自由縁部に当接する。ヒンジ蓋18の蓋の閉鎖位置では、ヒンジ蓋18の壁は、従って、箱16の対応する壁の延長部を形成し、内側スライド12の開口部がヒンジ蓋18によって覆われる。 40

【0080】

図4から見ることができるように、取り付けフラップ41が、箱16の左側壁とヒンジ蓋18の左側壁の各前縁から延びる。取り付けフラップは、内側スライド12を組み立てた位置に固定するのに使用され、箱16及びヒンジ蓋18の前面壁の内面に接着される。

【0081】

外側シェル14は、前面壁42、背面壁44、右側壁46、左側壁48、及び底面壁50

50

0を含む。外側シェル14の上端は、内側スライド12の開放スライド位置内への移動を可能にするために開いている。保持タブ72は、その上縁に沿って延びるヒンジ線に沿って外側シェル14の背面壁に接続される。保持タブ72は、それが外側シェル14の背面壁44と内側スライド12の背面壁24の間に位置するように、ヒンジ線に関して180度だけ折り畳まれる。保持タブ72の目的は、以下に説明する。

【0082】

外側シェル14の底面壁50は、内側底面壁パネル50aと外側底面壁パネル50bで形成される。内側底面壁パネル50aは、内側スライド12の底面壁30の内側底面壁パネル30aのサイズにほぼ対応し、かつその形状をした中心の台形形状切り欠きを含む。

【0083】

外側シェル14の左側壁48は、内側左側壁パネル48a及び折り重なる外側左側壁パネル48bで形成される。外側左側壁パネルには、垂直で細長い切り欠き52が設けられ、その目的は、以下に説明する。

【0084】

上述の容器10は、図4に示す積層プランク110から形成することができる。プランク110は、内側スライド12を形成するためのスライド形成部分112と、外側シェル14を形成するためのシェル形成部分114とを含む。スライド形成部分112とシェル形成部分114は、1対の垂直で平行な穿孔の線54に沿って互いに接続される。穿孔の線54は、シェル形成部分114の内側左側壁パネル48aと内側スライド12の箱16の前面壁パネル22とを接続する開封ストリップ56を形成する。穿孔の線54の一方は、内側スライド12の箱16の左側部縁部と一致するが、穿孔の線54の他方は、第1の穿孔の線から短い距離だけ離れてそれに平行に外側シェル14の左側壁パネル48aの上に延びる。

【0085】

開封ストリップ56は、内側スライド12の前部において箱16とヒンジ蓋18の間で容器の底部から当接線の直ぐ下の部分まで延びる。開封ストリップ56の上端に開封タブ58が設けられ、消費者によって開封ストリップが容易に把持されるようになる。開封タブ58は、開封ストリップ56に接続されるが、容器10の残りの部分から切り取られる。

【0086】

図1から見ることができるように、容器10が組み立てられた時に、開封ストリップ56は、開封ストリップ56が切り欠き52を通して可視になり、かつ開封ストリップ56の全体長さ、並びに開封タブ58が容器10の外側からアクセス可能になるように、その前縁に隣接する外側シェルの左側壁の細長い切り欠き52と一致する。

【0087】

図1は、内側スライド12が閉鎖スライド位置にあり、開封ストリップ56が依然として所定位置にある容器10を示している。閉鎖スライド位置では、内側スライド12は、ヒンジ蓋18が開かれないように完全に外側シェル14内に位置決めされる。開封ストリップ58は、内側スライド12が閉鎖位置に留まるように、外側シェル14に対する内側スライド12の動きを防止する。内側スライド12内の喫煙物品にアクセスするために、開封ストリップ56は、図2に示すように、ストリップ56の縁部に沿って設けられた穿孔線54を破壊することによって容器10から引き剥がす必要がある。

【0088】

開封ストリップ56が容器10から取り外された状態で、内側スライド12及び外側シェル14は、もはや互いに接続されることなくなり、図1に示す閉鎖スライド位置と、外側シェル14の上端を通じてヒンジ蓋18が突出する図3に示す開放スライド位置との間で内側スライド12が垂直方向に移動可能になる。

【0089】

内側スライド12を開放スライド位置まで移動するために、内側スライド12は、外側シェル14の切り欠きを通じて把持され、外側シェル14の上部で開いている端部を通じ

10

20

30

40

50

て上方に引くことができる。外側シェル14の上端から第1のヒンジ蓋18が突出した状態で、次に、第1のヒンジ線20に関してそれをピボット回転させて開くことによってそれを開放位置まで移動することができる。

【0090】

開封ストリップ56を取り外された状態で、内側スライド12の外面と外側シェル14の内面の間の摩擦力は、正の力が加えられるまで外側シェル14に対して内側スライド12が摺ることを実質的に防止する。

【0091】

箱16の背面壁24は、内側スライド12の底部から上方に約3分の1だけその側部縁部から延びる1対の保持タブ70を更に含む。各保持タブ70は、3つの側部で切断されており、背面壁の側部縁部に沿って平行に延びるヒンジ線74に関して180°折り畳まれる。容器10が組み立てられた状態で、1対の保持タブ70は、内側スライド12の箱の背面壁24と外側シェル14の背面壁44との間に位置する。10

【0092】

内側スライド12が上向き方向に移動される時に、タブ70は、保持タブ70が外側シェル背面壁44と連結するように各保持タブ70の自由上縁が外側シェルの背面壁の保持フラップ72の底部縁に当接するまで上方に動くことになる。これは、内側スライド12が外側シェル14に対して上向き方向に更に動くのを防止することになる。

【0093】

容器10は、上述のようにプランク110から組み立てることができる。第一に、スライド形成部分112がその縦方向垂直縁部に沿って折り畳まれ、取り付けタブ41が、箱16及び蓋18の前面壁22、32の内面に接着される。シェル形成部分114も、その縦方向垂直縁部に沿って折り畳まれ、開封ストリップ56の上に重なる外壁パネル48bの細長い切り欠き52を用いて、内側左側壁パネル48aに外壁パネル48bを接着することによって部分的に組み立てられた内側スライド12の周りに固定される。保持タブ72は、それが外側シェル14と内側スライド12の間に位置するように折り畳まれる。20

【0094】

喫煙物品の包まれた束が、次に、部分的に組み立てられた容器の開放端部の1つを通して挿入され、内側スライド12の箱16の上部壁40及び内側スライド12及び外側シェル14の底面壁30、50を形成するパネルが、次に、標準の包装機械を使用して折り畳まれる。接着剤の区域（区域「A」と表示した）は、パネルが折り畳まれた時に、内側スライド12の内側底面壁パネル30a及び外側底面壁パネル30bが互いに接着され、同様に外側シェルの内側底面壁パネル50a及び外側底面壁パネル50bが互いに接着されるように示す位置にあるプランク110のパネルに対して適用される。30

【0095】

上述のように、この効率的な折り畳み及び接着シーケンスは、それによって内側スライド12の外側底面壁パネル30bを対応する内側底面壁パネル30aに接着することができる外側シェル14の内側底面壁パネル50aにおける切り欠き部分によってのみ可能である。この切り欠きがないと、接着剤が適切な位置に適用できないようにフラップが重なるであろう。40

【0096】

図5は、本発明による容器を製造するための代替の積層プランク210を示している。繰返しを避けるために、図4に示す積層プランクと図5に示す積層プランクの違いだけを以下に説明する。

【0097】

図5から見ることができるように、プランク210のシェル前面壁42及びシェル背面壁44の上縁43は、線形ではない。図4に示すプランク110の保持フラップ72は、従って、シェル側壁46の上縁から延びるほぼ類似の保持フラップで置換される。保持フラップは、シェル側壁46の上縁から延びる第1のフラップ部分73と、第1のタブ部分から延びる第2のフラップ部分75とを含む。50

【0098】

積層プランク210から容器を組み立てる際に、第2のフラップ部分75は、第1のフラップ部分73に対して180度折り畳まれる。2つの折り重なっている保持フラップ部分73、75が、次に、シェル側壁46に対して180度だけ折り畳まれて2重の材料層を作り出す。対応するスライド側壁28に内側保持タブ71が設けられる。内側保持タブ71は、折り目77の周りにヒンジ止めされる。折り目77は、折り目が正の曲げ力を作り出すように僅かに湾曲している。従って、内側保持タブ71は、外側シェルの保持フラップ部分73、75との係合を保証するために外側シェルに向けて付勢される。

【0099】

外側底面壁パネル50bは、切り欠き窓51を含み、そこを通して組み立てられた容器において外側シェルに対してそれを上方に移動するために内側スライドを押すことができる。

10

【0100】

そこを通って開封タブ58にアクセスされる細長い切り欠き52は、細長い切り欠き52の上端に向う拡大部分53を含み、切り欠きの残りの部分よりも大きい寸法を有する。この拡大部分53により、開封タブ58へのアクセスが簡単になる。開封タブ58は、シェル側壁46の上端に向けて設けられる。開封タブ58の下では、切断線57が、シェル内側左側壁パネル48aと箱前面壁22を分離する。切断線57は、製造中にプランクを更に安定させる2つの保持ポイントを含む。

【0101】

20

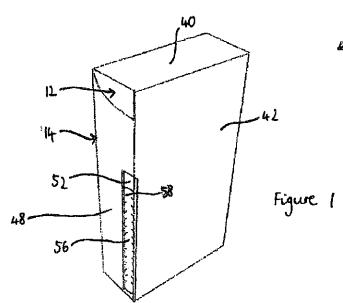
箱前面壁22及び箱背面壁24は、いくつかの画像区域91を含む。シェル前面壁42及びシェル背面壁44は、上側列及び下側列に設けられたいいくつかの開口部90を含む。組み立てられた容器において内側スライドが外側シェルに対して移動されると、画像区域91が開口部90の下で動いて可視になる。組み立てられた容器の開放移動中に、画像区域91は、最初に開口部の下側列を通して、次に、開口部の上側列を通して可視になる。

【符号の説明】**【0102】**

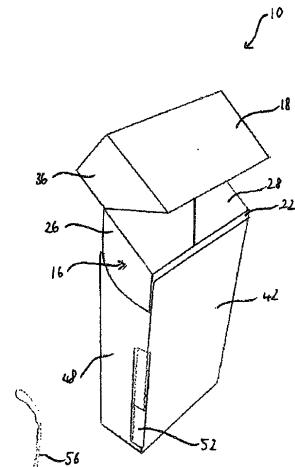
- 10 スライド及びシェル容器
- 12 内側スライド
- 14 外側シェル
- 56 一体化開封ストリップ

30

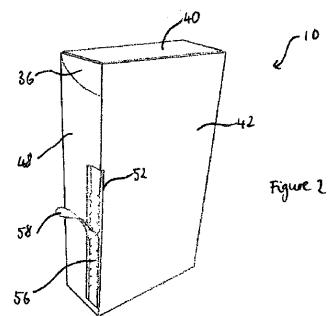
【図1】



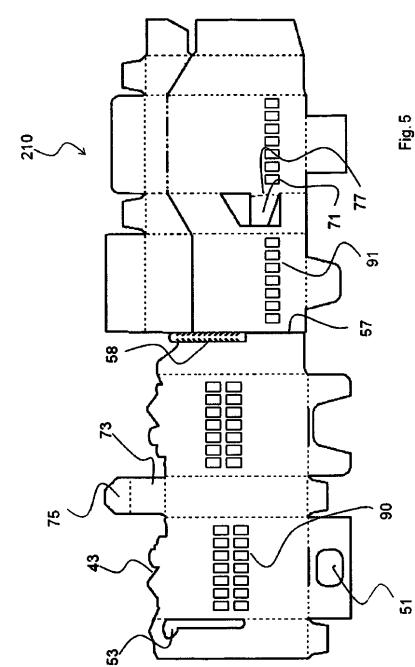
【図3】



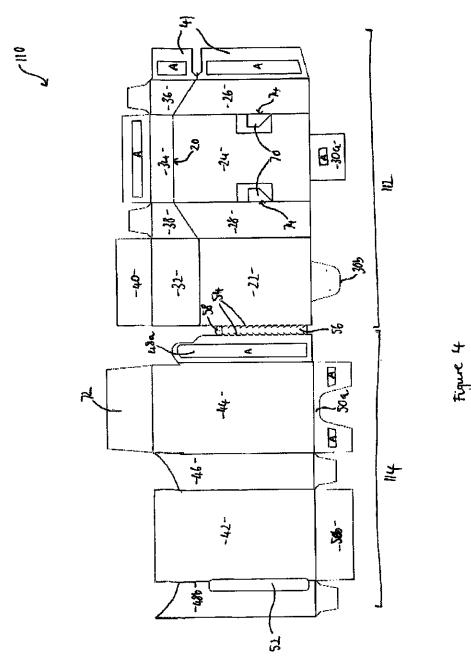
【図2】



【図5】



【図4】



フロントページの続き

(74)代理人 100109335

弁理士 上杉 浩

(72)発明者 シャトラン ルーカス

スイス ツェーハー 1073 サヴィニー エデンヌ ロック 11

(72)発明者 ブルゴワン フィリップ

スイス ツェーハー 1040 エシャラン シュマン デュ クレポン 12ベー

(72)発明者 ニュツイ ロジャー

スイス ツェーハー 4624 ヘルキンゲン レングガッセ 34

(72)発明者 バルト ミヒヤエル

スイス ツェーハー 4410 リースタル ボーデンアッカー シュトラーセ 8

審査官 高橋 裕一

(56)参考文献 特開2008-285176(JP,A)

特開平11-334723(JP,A)

実開昭61-099514(JP,U)

実開昭59-188812(JP,U)

特表2005-517603(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D 5/00 - 5/76

B65D 85/10